



各 位

平成27年5月12日

会社名 株式会社 中国銀行
代表者名 取締役頭取 宮 長 雅 人
(コード番号：8382 東証1部)
本社所在地 岡山市北区丸の内一丁目15番20号
問合せ先 総合企画部長 谷 口 晋 一
(電話：086-223-3111)

定款の一部変更に関するお知らせ

中国銀行(岡山市北区丸の内一丁目15番20号 頭取 宮長 雅人)では、平成27年5月12日(火)開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月24日開催予定の第134回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。また、これに伴い、任期調整の規定を削除し、相談役、顧問の任期も2年から1年に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙(現行定款・変更案対照表)のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月24日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成27年6月24日(水曜日)

以 上

本件に関するお問い合わせ先(TEL 086-223-3111)
広報CSRセンター 大家(内線1910)・山本(内線1702)

別 紙

株式会社中国銀行 現行定款・変更案対照表

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第22条～第29条 (条文省略)</p> <p>(相談役、顧問) 第30条 業務上必要と認めるときは、取締役会の決議によって相談役または顧問を置くことができる。 ただし、その任期は<u>2</u>年とする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第22条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(相談役、顧問) 第30条 業務上必要と認めるときは、取締役会の決議によって相談役または顧問を置くことができる。 ただし、その任期は<u>1</u>年とする。</p>